

平成31年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成31年2月12日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

- 1 開催日時 平成31年2月12日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
 - 3 出席委員 18名
1番委員 榎 洙 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 14番委員 原 澤 幸 雄 15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
 - 4 欠席委員 1名
19番委員 高 橋 久 美 子
 - 5 議事録署名委員
6番委員 石 坂 達 夫 7番委員 今 井 育 男
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 原 澤 真 治 郎 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江
 - 7 会議に附した事件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第7号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について
(2)形質変更届の届出について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会 末

議 長

会長議長となり、議事録署名委員に6番石坂達夫委員・7番今井育男委員を指名し議事に入る。

引き続き、議事に入ります。

議事、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より

説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

番号1番、〇の畑で、〇〇さんから〇〇さんに売買による所有権の移転をしたい案件であります。

担当委員さんから。

1番委員

1番、榎渕武重です。

ここは、〇さんのほうに向かいます、そのほぼ途中というか、大体わかりますかね、場所的には。この場所は、元の〇というか、〇から二、三十m入った場所なんです、今、〇〇さんと書いてあるところが元の、その前に〇〇さんの住宅がありますが、それが、〇〇さんのところが生家です。その庭を挟んで道路、赤線が通っていますけれども、庭というか、前なんです。

それで、今、事務局が申し上げたように、相続でもらったんですが、今、〇〇さんですけれども、この〇〇さんが亡くなられて、今はご主人の、そちらの名義になっていますね、〇〇さんの。なっていますが、もう〇〇さんが今73でございますが、物心ついたときから自分の家の庭先なので、ずっと作物をつくっておられたという経緯がございます。それと、やっぱり自分の生家のすぐ前でございますし、そのようにかつて使っていたから、一部畑ではなくて、非常に使い勝手がよく使っておったんですが、畑で動かす以上、畑で何とかしてくださいというお願いはしてまいりました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま榎渕委員より報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。

（「なし」の声）

なければ許可相当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当とします。

続きまして、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

〇の〇〇さんというのが申請人ですね。駐車場用地として転用したいと。

担当委員さんのご報告をお願いします。

1 番委員

1番、榎渕武重です。

今度は、〇から南の、〇方面に向かって、信号があると思うんですが、その
信号を左に入ったところにございます。これもやっぱり二、三十m入ったとこ
ろかなという感覚ですか。場所的にはそこでございます。

それと、この土地に関しては、〇〇さんといいますが、その奥さんが〇〇さ
んというんですけれども、その方から〇〇君が平成24年12月26日に所有
権移転こちらに、〇〇さんから譲り受けまして、先ほど始末書添付というこ
とがありましたけれども、そこはもとは梅林だったそうです。それで、非常に荒
廃していて、荒れていたということでございます。それで、前の〇〇さんとい
う方が〇〇さんという建設業なんかやっておられるので、車を置いたりするか
ら、私が整備するから貸していただきたいというお話をいただいて、これを抜
いて整備して、車をとめるようになさったそうです。それが四、五年前という
ことで、届け出がなくそういうふうにしてしまったのでという今回の始末書だ
そうです。

ちなみに、〇〇君も、それから〇〇さんも、それから今回の〇〇さんの関係
も、みんな姻戚関係にあるので、それでスムーズにお話がとんとんといったの
かなと思っておりますが。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいま榎渕委員より報告をいただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。

実際にもう駐車場にして使っていると。

1 番委員

四、五年前からやっておられるそうです。

議 長

ありませんか。

（「なし」の声）

なければ許可相当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可相当とします。

続きまして、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事
務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお開きください。
議案第6号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。
別紙記入事件7件です。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
田は、賃貸借の通年、1万2,598㎡、畑は、賃貸借の通年、6,086㎡、使用貸借の通年、2,383㎡、田と畑の合計2万1,067㎡です。
貸し手は7戸、借り手は4戸でございます。
設定期間は、田、2年、5年、畑、10年です。
7ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
これ以降は、今、ちょっと目を通してください。
質問等ございますか。
（「なし」の声）
なければ承認ということでよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、承認と決めます。
続きまして、議案第7号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より申し上げます。

事務局

9ページをお開きください。
議案第7号農用地利用配分計画案に関する意見について。
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。
別紙記入事件2件です。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
それでは、番号1番と2番は関連しますので、協議を一緒にいたしますが、担当委員さんの報告をお願いします。

2番委員

2番、櫻井です。
借り受け希望者の〇の〇〇さんは、公務員を約30歳でやめて、農業を始めて四、五年というところですね。主にブロッコリーと茶豆の生産を専業でやっています。

そして、今回、この〇〇さん、〇の人、相続で、今、絵でいきますと一番下になっているところが〇〇さんの畑で、2反3畝からあるところ、圃場整備してから25年ぐらいたつと思うんですけども、アカシアが生えて、クワの木、植えたやつじゃないんだけど大木になってという状況で、そこをリフレッシュ事業の一環で伐採、伐根、石抜きをして今回畑にしようという中で、その1筆については耕作していなかった土地です。そして、その上の2筆については、4年前から借りて茶豆とブロッコリーをつくっていた畑です。

引き続き、今度、中間管理機構を通しての貸し借りというふうに変わっただけですので、特に何ら問題はないかと思われます。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

中間管理機構を通してのリフレッシュ事業ということで、別に問題はないのかなということでした。

皆さんの中で意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ承認と決めます。

続きます、5番ですね。協議事項・報告事項の(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局お願いします。

事務局

11ページをごらんください。

協議事項・報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上であります。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

続きます、(2)形質変更届の届出について、事務局、説明をお願いします。

事務局

12ページをお開きください。

協議事項・報告事項(2)形質変更届の届出について報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、6番、その他ですが、何かあれば。

はい。

4番委員

4番、高橋でございます。

農地の取得について、皆さんと相談しておきたいことがあります。

農地を買った場合に、農業所得から経費としてみなされないんですね。それで、借入れをして買った場合には、その借入れの利息だけは認めますというんですけども、ちょっと今、昔は土地は資産だったかもしれないですけども、今は農家にとっては、トラクターだとか大きな機械を買った場合は減

価償却で落とせるんですよね。だけど、農地の場合、それが認められないんですよ、全然。それはちょっとおかしいんじゃないかな。買った場合には、その経費を何らかの方法で見てもらえる方法はないかという素朴な質問なんですけれども、皆さんの意見を聞きたいと思って、きょう話したわけなんですけれども、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま高橋良一委員のほうから、農業経営の中で農地は生産手段の一つで、それを取得した場合に税務上というんですかね、財産とみなされて、経費として見ていただけないと、そういうことですよ。

4番委員

そうです。

議長

例えば、買い取りじゃなく、借りている場合は、小作料なり使用料なりは経費というか。

4番委員

そうそう。借りている場合は、小作料というのかな、借地料で払うのは経費として認めてもらえるんですよね。ただ、買った場合には、その経費は全然認めてもらえないんですよね。借入金をして買った場合には、その利息だけは認めてもらえるんですけれども、それはちょっとおかしいんじゃないかなという素朴な質問なんです。

議長

事務局、現状の制度上の。

事務局

土地はどのように減価償却費という経費、費用算入ができないかということなんですけれども、12月3日に沼田税務署の資産課税担当の方にお話を伺っております。お答えは、土地は減価しないので、償却資産にはならないというお話です。減価償却費として土地を買った費用を費用算入するのは、現行では不可能ですよということです。ただし、購入した金額というのは、同じ地面を、同じ土地を次に譲渡する際に譲渡所得を計算しますが、そのときの譲渡金額より購入した金額を差し引き、譲渡所得計上のときに、費用とはおっしゃっていないんですが、要は費用として算入してくださいという説明でした。

そして、土地を取得するときに何か農家にプラスになるというか、よい話はないのかということなんですけれども、登録免許税の特例というのがあります。制度の趣旨としましては、通常、土地等々の売買に伴う所有権移転登記の場合は登録免許税というのが課せられます。一定の要件を満たした農地を取得した場合には、農業者の経営支援の観点から税率の軽減措置が講じられていますということなんですけど、この一定の要件を満たしたというのが、例えば農地中間管理機構を利用した売買であるとか、利用集積計画で地権者と集団的な集積を行うためであるとか、そういったことが要件としてございます。

現行では費用算入するのは不可能というお答えでした。

以上です。

1番委員

今だって、上限面積とか、その辺も決まっておられたりなんかするから、それ以上は持たない。それと、農業法人とか、そういうのだったら限りなく集め

られるよとか、その辺をもっと。

事務局 登録免許税のお話でよろしいでしょうか。

1 番委員 いや、その辺がちょっと俺なんかよくわからないんだけども、だから、これをちょっと調べていただくように事務局にお願いしたら、ここで答え、多分そういう何かの縛りがあると思うんですよ。

1 1 番委員 法人だというと、法人だと右左のバランスシート上で要するに資産が載っかって、こっちに負債でも借入れでも載っちゃうんですよ。右でバランスがとれるんだけども、個人経営はバランスシートがどうなる、その辺の問題だけなんですよ。

要するに、個人で、農業資産、資産って、土地管理はみんな税法上、全部上げていないじゃないですか、個人の場合は。法人だと全部、持っている土地から何から、右から左、みんなバランスシート、右左を合わすので、こっちの金が、例えば金がなくても、100万円借りて買えば資産が100万円、借金が同じ、右左バランスをとっちゃうので少しいいんだけども、要するに、個人で、青申でやっている方は、資産というのをに入れていないから、こっちで資産で受けても、ところが、こっち側のバランスシート、反対側をつくれればいいんですよ。

1 番委員 なるほど。

4 番委員 ちょっといいですか。

議 長 はい。

4 番委員 農家の人にそんな法律のことばかり言ってもだめなんだから、もうちょっと簡単な方法で、それを何らかの、救済措置でもないんですけども、認めてもらう方法はないのかなということ。

1 1 番委員 それは陳情するのはいいんですけども、要するに経理上の問題でそうなっちゃうから、ちょっとその辺、その辺が……

4 番委員 ちょっと難しい問題なんだけども、難しい問題だからこそ、こういう機会に農業委員会とか、そういうところに出さないよ。

1 番委員 その辺はかかわってくるから、もうちょっと勉強して、しっかりやらないと答えは出せないと思うので、ちょっと時間を置いてもらわないとわからんな。

4 番委員 だから、話を出しておかないことには前に進まないから、一応話をこういうところでしておこうかなと思って話しました。

事務局 森下委員がおっしゃったのは、バランスシートというのは貸借対照表のことです。

- 11番委員 そうです。
- 事務局 今、高橋委員が提案というか、ご意見をくださっているのは、どちらかというと損益の計算シートのお話だと思うんですね。土地を買ったお金をいかに経費として、どこかで算入ができないだろうかということが高橋委員のおっしゃっていることだと思うんです。
- 4番委員 そうなんです。そこが。
- 事務局 ただ、調べたところ、現行ではないんですね。だもんですから、ちょっと声を上げたらどうだろうかというのが趣旨というか、だと思っています。
そして、何度かお話をお聞きしたんですが、税というのは国民のバランスをとってというお話もあるでしょうし、公平、不公平という話もあるのでしょうけれども、議員の方がそういうことは考えていただいて、農業者として声を上げるというのは、皆さんがそういうお気持ちが一つになるのであれば、どうぞ上げて下さいというふうに考えています。
ただ、損益に上げる際、どこの科目の費用に上げられるようにということをするを絞ると、なかなか提案もしづらいのかなと思っています。そのあたりももう少し緩く、幅を持たせた表現で、もし皆さんの意見がまとまるのであれば提案したらいかがでしょうかというのが、今までも高橋委員と打ち合わせをしたところでございます。
する、しないとか、どういうふうにしようというのは、皆さんのこれからのお話ではないでしょうかというふうに考えます。
以上です。
- 4番委員 今、農業委員会でも農地の流動化、集積化ということを打ち出していますよね。いろいろ書いてあるんですけども、やっぱりそういうことから一つ一つ解決していかないと、流動化も集積化もなくなっちゃうと思うんですよね。だから、そういう点からも、皆さんでこの機会にそういうことを考えて、宿題じゃないですけども、将来につなげてもらいたいなと思って話をしたわけですけども。
以上、よろしく申し上げます。
- 議 長 内海委員さん。
- 17番委員 今の話を聞いていると、多分、高橋さんの言いたいこと、何か減価償却費みたいな感じでできればいいんじゃない。
- 4番委員 違う、減価償却費じゃなくて、トラクターだとか、ああいう大型機械を買っても減価償却で認められているでしょう。それはもう減価償却で認められるんだから、だから農地を買った場合でも何らかの方法で、減価償却は土地はないですけども、何らかの方法で認めてもらえないのかなという。
- 17番委員 借り入れした場合はあるからということなんでしょう。

- 4 番委員 借り入れにした場合は、借金を返済しなくちゃならない。
- 17 番委員 だけど、それはやっぱり財産になるから難しいんじゃないかなと思うんですよね。
- 4 番委員 それはわかっています。昔は財産だったかもしれないけれども、今の時代が変わって、今になると、農家してみれば、土地なんていうのは道具でしかないと思うんですよね。だから、昔の考えを捨てて、もう新たなね。
今度はハウスは、下はコンクリにしても、ロボットとかいいでしょうということになって、それは前から、キノコなんかでも、ハウスを、下はコンクリにして、水洗いしないと雑菌が出るので何とかしてもらいたいというので、林業のほうからもそういう話を聞いたんですよね。だから、今回こういう、うちはあと2カ月ぐらいで終わるからいいんですけれども、そういうことも含めて今後みんなで考えていく時代じゃないのかな。もう農地なんてもう資産ではない。今は道具でしかないと思うんですよね、農家してみれば。だから、もう考えを変えてもらって、そういうところから解決しないと、集積化だとか流動化だとか言われているけれども、そういうことに継がらないのではないかと。
- 8 番委員 税制上、農地は財産になっているんだから、どうするんだ。そこから変えていかないと。
- 17 番委員 やっぱり農地を転用して、宅地にする人もいるから、結局財産という見方はなかなかあれにならんとするな、きっと。
- 4 番委員 最初は認定農業者に限ったり、借り入れてでも何でもいいけれども、そういう移行作業をつくってもらわないと前に進めないのかなと思ったもので、こういう話をしたわけですね。
- 16 番委員 農地そのものの考え方がやっぱり違うんじゃないか。農地をそういうふうに見る人と、そういうふうに見なきゃいいと。農地というのはずっと、土地というのは動かさないんだろうから。
- 4 番委員 だから、昔から農地は資産として……
- 16 番委員 だから、資産でも何でもなくて、先祖から受け継いだものを、ただ農家として耕すだけなんだから。
- 4 番委員 資産として見ているから、こういう状況になると思うんだよね。
- 16 番委員 だから、資産と見る方法もあるけれども、そういう方法だけで農地というのは維持できないと思うんだよね。
- 4 番委員 そうです。
- 16 番委員 要するに、最終的には農地を維持するのが目的なんだから。

- 4番委員 そう。だから、流動化だとかいろいろ……
- 16番委員 だから、流動化、また農地として使える方法というのは、だから無理に買わなくてもいいわけだよね。
- 4番委員 うん、借りてもいいわけだよね。でもね……
- 16番委員 だから、農地は農地として残っていればいいんだけども、そういうことで。
- 4番委員 それはわかっています。
- 16番委員 そこまで考えがいかないと、そんなの解決しないと思うよ。
- 4番委員 だから、そういう場合には何らかの方法である程度みなしてもらえる方法があればなと思って、考えてもらえばと思って。
- 議長 わかりました。
いろいろな意見がそれぞれ委員の方よりありましたけれども、なかなかそれぞれの。農地を取得したときに、そういうような形である程度経費として認められるような方向に持っていくためには、法律を変えてもらわなきゃならないので、そのためには農業委員会として、こういう要望もあるよというようなことで、ある程度、意見がまとめられれば、要望として、県の組織もありますので、そういう機会に上げていくような形がいいかなと、このように思います。
- 10番委員 みなかみ町だけじゃだめだから、利根沼田くらいから始めていかないと、そういう意見を上げていかないと、それはだめだよね。
- 4番委員 個人で言ったってだめだと思うんだ。
- 17番委員 経費がかかっているんだから、貴重な提案ではあるよね。だって、経費がかかっている。借りてでも。買ったわけだから、貴重な提案ではあると思いますよね。何かちょっとしたメリットがないかなと思うのはね、メリットとしてね。何か難しい。
- 4番委員 難しい問題だからこそ、こういうところで解決してもらわないとだめなんだよね。簡単な問題なら個人でできるんですけども。
- 議長 それでは、一応そういうふうな形の方向づけで事務局さんも検討していただくと。皆さんの考えてください。
ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。
- 閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

〔午後2時05分〕